

民生委員の委嘱を受けて4ヶ月。活動をしていく中で、いろいろとわからないことや戸惑うことが出てきている頃かと思います。

まずは、担当区域の住民と向き合うことを第一に、

気負わず焦らず抱え込まず、

少しずつ活動に慣れていってください。

先輩委員の皆さん、

活動しやすい環境づくりを進めていくためにも

地域のことや民生委員のこと、関係機関との付き合い方など、皆さんの経験を伝えていきましよう。

新任委員の皆さまへ …… P 2

1 特 集 …… P 3～22

① 先輩委員から学ぶこと …… P 3

② 向き合い方を学ぶ …… P 4～16

①健康と家族の理解／②活動の優先順位／
③ハウレンソウ／④活動時間の取り方／⑤
服装と持ち物／⑥個人情報の取り扱い／⑦
金銭の取り扱い／⑧訪問活動

③ つながることを学ぶ …… P 17～20

とある民児協物語

- ①どこと、どうつながるか？
- ②委員同士のほどよい距離感とは？

4 学び方のススメ …… P 21・22

班活動のススメ

2 県民児協 役員紹介 …… P 23

3 令和2年度県民児協 事業計画・予算 …… P 24～27

お知らせ・編集後記 …… P 28

本誌の
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

新任委員の皆さまへ

(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会の会長を務めております、榎本豊でございます。

昨年 12 月の一斉改選を機に、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下、「民生委員」という。）をお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。

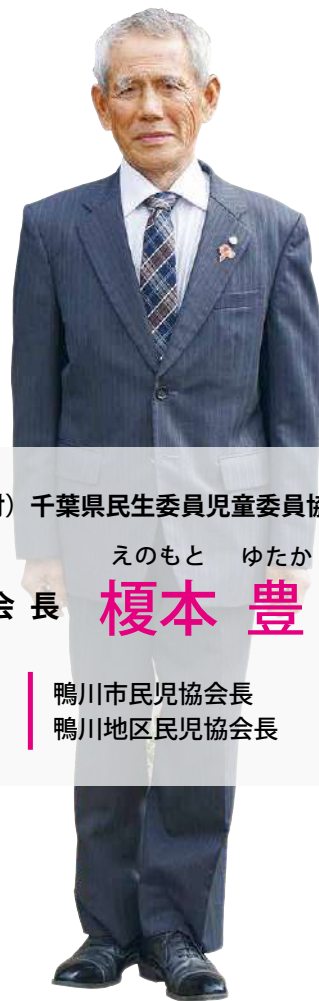
活動を始められたこの 4 ヶ月、おそらく初めての経験ばかりで戸惑うことも多かったことかと思います。また、福祉の視点から地域を眺めてみると、これまでとは違う一面が見えているかもしれません。

しかし、焦る必要も気負う必要もありません。皆さまが民生委員として地域にいただけで、安心して生活できるという方もいます。すでに支援につながっているのです。活動に必要な知識は自ずと身についてきますので、先輩委員に相談しながら、少しずつ活動に慣れていってください。

民生委員制度は、平成 29 年に制度創設 100 周年を迎えました。

この 100 年、民生委員は住民とともに、その人らしく笑顔で暮らせる地域づくりを進めてきました。また、現在は全国 23 万人の民生委員が「支えあう 住みよい社会 地域から」をスローガンに、地域共生社会に向けた取り組みを展開しています。大変なこともありますが、それ以上にやりがいのある活動です。

くれぐれも健康にご留意のうえ、皆さまの笑顔とやさしさを地域に届けていただければ幸いに存じます。



(公財) 千葉県民生委員児童委員協議会

えのもと ゆたか

会長 **榎本 豊**

鴨川市民児協会長
鴨川地区民児協会長

本会副会長

令和 2 年 1 月 27 日（月）の理事会において、（右写真）4 名が本会副会長に就任いたしました。



やまな・けいこ

山名 恵子

柏市民児協会長
富里地区民児協会長

たかはし・きみえ

高橋 君枝

習志野市民児協会長
袖ヶ浦地区民児協会長

わたなべ・たけし

渡邊 武

浦安市民児協会長
西地区民児協会長

ひらかわ・しげみつ

平川 茂光

松戸市民児協会長
明第三地区民児協会長

先輩委員から

学ぶこと

地域で、どのような活動をしたらいいのだろうか？

訪問活動の時、どのようなことに気を付けたらいいのだろうか？

先輩委員と一緒に、

一つひとつの活動への向き合い方を確認していきましょう。

一斉改選から4ヶ月が経ちました。

初めの1年は、新任委員の皆さんが地域での役割や活動への理解を深めるための大切な期間でもあります。

近年は、行政や社協などから依頼される活動をはじめ、福祉制度が新設・改正される都度、民生委員には何らかの役割が期待されており、その活動範囲は拡大の一途を辿っています。しかしその一方で、どこか本来の役割や活動が不明瞭になっているくらいがあります。

民生委員の基本的な活動は、今も昔も、担当区域内における「個別の相談・自立支援活動」です。そして、担当区域内において取り組む「民生委員の3つの役割」（P6参照）が挙げられます。

一斉改選の都度、基本的な活動や役割、

立ち位置について、地区民児協として再確認していくことが、今後のやりがいづくりや、活動しやすい環境づくりにつながっていきます。

本号では、「先輩委員から学ぶ！活動のイロハ」と題し、新任委員の皆さんと一緒に確認しておきたい、活動する上での優先順位や健康との両立、個人情報取り扱いや訪問方法などへの「向き合い方」について、それぞれの考え方や検討ポイントなど整理してご紹介します。ぜひ、本号を活用し、新任委員の皆さんが疑問に感じている点やわからないことなどについて整理する・話し合う場を持つてみてください。

全民児連HP

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>



国の動向や全民児連発行冊子等を確認したい方は、全民児連HPを。（サイト右側）「民生委員・児童委員専用ページ」のパスワードは「20131201」

県民児協HP

<http://www.chiba-minkyo.or.jp>



週2回（火・金）、県内イベントや民生委員関連情報などの「お知らせ」を更新。その他、県内330地区民児協別に約1850件の活動紹介や県内相談窓口等も掲載。

民生委員活動 関連資料について

民生委員活動に関する冊子・資料の多くは、左記HPに掲載されていますので定例会や勉強会等でご活用ください。

また、本誌第79号では、分野別・活動別に冊子を紹介していますので、あわせてご参照ください。

特集 ②

向き合い方を学ぶ

8つの項目に関する「向き合い方」をご紹介します。項目別に、編集委員のワンポイントやチェックリストなども掲載していますので、先輩委員と一緒に話し合ってみましょう。

編集委員と一緒に、「向き合い方」を考えてみよう！



（写真）編集委員の皆さん。本誌は「ちば民児協だより編集委員会」で作成しています。

① 健康と家族の理解



身分証と民生委員バッジは必ず携帯

入島 久雄（いりしま・ひさお）

本会評議員
市原市民児協会長

訪問スタイル

訪問する際は、住民の方が気を張らない、気をつかわないような服装の方が気軽に話せると思います。

持ち物は、サイドバッグの中に、①民生委員手帳と②メガネ、③携帯電話は必携です。その他に、市役所の福祉関係部署の一覧を常に持ち歩いていると、いざというときに外出先から連絡を取ることができるので便利です。

何よりも優先すべきは、自身とご家族の健康です。「民生委員を引き受けたからには」と、責任感を持って活動に取り組むことは大切なことですが、自身の生活基盤あつての活動だということをくれぐれも念頭においてください。

そして、ご家族の理解を得ることも非常に大切なことです。地域住民の方に民生委員活動への理解を求める前に、まずはご家族の理解を得られるよう家庭内PRを最優先にしてください。

また、最近は活動中に転倒等のケガが増えていますので、十分注意してください。万が一、ケガ等をされた場合は、「全国民生委員互助共励事業」や「民生委員・児童委員活動保険」の補償（給付）対象となりますので、地区民児協会長までご報告ください。

入島委員からのワンポイント

くれぐれも、「家族・自身の健康＞民生委員活動」ということを忘れないようにしてください。新任委員の中には、活動を詰め込みすぎて体調を崩す方もいます。無理のない範囲で、多忙になりすぎないスケジュールの中で活動していくことが、継続していくうえでは大切なことです。

また、以前、県内委員の中には委嘱を受けてから認知症と診断された方もいます。地区民児協によっては、定期的に医療機関の健康診断を受けるようにしているところもあるようです。

② 向き合い方を学ぶ

理解度 チェック

皆さんが前向きな気持ちで元気に活動していくためには、家族の理解や支えが大切になります。皆さんの活動は、家族の理解を得られていますか？

そして応援してもらえているでしょうか？

また、皆さんの民児協では、お互いの健康面や家族との日常生活について話し合ったりアドバイスし合ったりすることはありますか？ 委員同士が励まし合い、理解し合えることも、健康を維持する上で、大切な要素になります。

1～5の項目について自己チェックしながら、定例会などで意見交換してみましょう。

家族の理解度チェックリスト

～家族に応援してもらっていますか？～

①委員活動を始める際、ご家族に賛成してもらえましたか？

- ☐ 賛成してもらえた
- ☐ 反対された
- ☐ 特に賛成も反対もなかった

1

②ご家族は、皆さんの活動内容を、ご存じですか？

- ☐ よく知っている
- ☐ 少し知っている
- ☐ あまり知らない
- ☐ 全然知らない

2

③家族の理解を得るために、これまでどのようなアプローチ（働きかけ）をしましたか？
今後はどのようなアプローチをしますか？

(メモ)

3

委員同士の理解度チェックリスト ～仲間こそ健康のための栄養剤です！～

④民児協として、健康に対する対策を講じていますか？（例：民児協として定期健康診断を促している）

- ☐ 講じている
- ☐ 講じていない

4

Q 民児協としてできる健康対策を話し合ってみましょう。

⑤委員同士で、健康のことや家族のこと、日常生活面、活動の負荷について会話する（話し合う）ことはありますか？

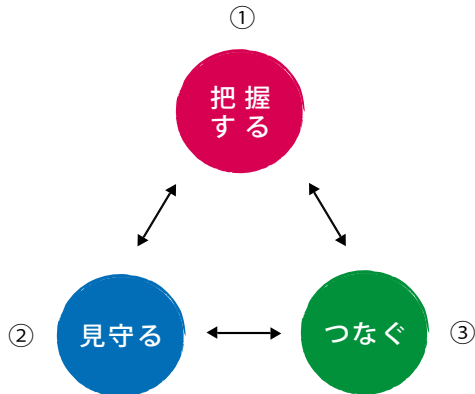
- ☐ ある
- ☐ ない

5

Q 民児協の皆さんに、伝えておきたいこと、知っておいてほしいことを話し合ってみましょう。

2 活動の優先順位

民生委員の3つの役割



- ①見守り・訪問対象者や地域の情報・必要とされるサービス等を「把握する」
- ②必要に応じて住民を「見守る」
- ③住民が抱える課題や現況を、状況に応じて、関係機関・専門職に「つなぐ」。また、福祉に関することや地域生活に役立つ情報を住民に「つなぐ」。

民生委員に委嘱されると、行政や社協などから多くの資料が配付され、様々な活動への協力を求められることも多いのではないのでしょうか。

しかし、身体は一つ、活動に割ける時間も限られています。まずは、担当区域内で、①自身が民生委員であることを知ってもらうこと、②福祉の目線で担当区域を知ろうとすることから始めてみましょう。

そして、民生委員の基本的活動が、担当区域内における「個別の相談・自立支援活動」であることをきちんと踏まえ、左記3つの役割を心掛けてください。

先輩委員は、新任委員の皆さんに「これだけはやってほしい活動」を1つないし2つ、具体的に提示してください。それ以外は、「+α」の活動ととらえ、担当区域内の活動に慣れてきてから取り組むようにしていきましょう。

また、行政や社協から依頼される内容については、民生委員が行う必要があるのか、見守り訪問等に活用できるのかといった視点を持って精査するようにしてください。

泉委員からのワンポイント

担当区域内の活動においても、同時進行の活動が複数ある場合や、複数の住民の方から相談を受けている場合は、優先順位をつけていく必要があります。

生活や福祉に関する相談内容には、すぐ解決に至る事例よりも、複数の関係機関が関わる中で、長い年月をかけて解決に導いていくという事例も少なくありません。また、関係機関と連携した、住民の方への関わり方などにも配慮していく必要があります。

その他、高齢者・児童の虐待や、台風・地震等の自然災害など、緊急性があり最優先に対応しなければならないケースもあります。

この辺りのサジ加減や優先順位は、やはり経験がものをいいます。少しでも迷ったら、必ず先輩委員へ相談してください。

合同会社
泉恵造研修企画工房

(いずみ・けいぞう)

代表社員 **泉 恵造**

23年勤めた全国社会福祉協議会を退職後、上記工房を設立。全国各地で、民生委員及び福祉関係者向けの研修会の企画や講演会の講師を務めている。

本会では、「新任研修会（委託研修）」の講師ほか、本誌の「60分でできる実践活動検討」等の執筆も。

(<https://koboizumi.com/>)

3 ホウレンソウ(報告・連絡・相談)

自分の受け持つ担当区域とはいえ、勝手気ままに活動をしてよいというわけではありません。民生委員あるいは、地区民児協として踏まえておくべき方法や手順等があります。活動の中で、わからないことや疑問に感じた点などは、先輩委員にこまめに確認や相談、その後の報告をするようにしてください。次頁のチェックリストを活用し、どのような内容について、どのような時に、どのような方法で「ホウレンソウ」するのかを確認しておきましょう。

また、先輩委員にホウレンソウする場合だけではなく、住民の方と話す際などは、できるだけ(下記のような)「開かれた質問」を心掛けると会話がスムーズに進むでしょう。



亀澤 初見 (かめざわ・はつみ)

松戸市民児協書記
常盤平地区民児協会長

訪問スタイル

住民の方のニーズに合わせて訪問するようにしています。地区民児協の広報誌を配付しながら訪問するようにしていますが、近年は住民の方と電話やメールなどでのやり取りも増えてきています。自身の地域にあった、対象者にあった連絡方法というのも考えてみるとよいと思います。

亀澤委員からのワンポイント

先輩委員との「ホウレンソウ」のやり取りは、質問などを交えながら行くと、民生委員活動や地域のことを知る機会にもなります。

特に、担当区域内での活動のうち、住民宅への訪問や相談事例の対応方法などについては、はじめのうちは「ホウレンソウ」を心掛けるとよいでしょう。

また、先輩委員も自身が参加した行事や会議等の内容や動向などについて、過去の状況も踏まえて、新任委員へ情報の提供(ホウレンソウ)に努めることも大切です。

開かれた質問を心掛ける！

会 話 チェック

ここで言う「開かれた質問」とは、質問された相手が具体的に答えを返すことができる問いのことです。一方、「閉じられた質問」とは、「はい(○)」か「いいえ(×)」でしか回答できず、その後の会話が續かない問いのことを指しています。

下枠のテーマを使用し、2人1組になって、開かれた質問で会話をしてみましょう。

開かれた質問

具体的な意見等を引き出すことができます。

(質問) 今日の朝食は、何を食べましたか？

(答え) 朝は、目玉焼きとウインナーと味噌汁…

閉じられた質問

“イエス・ノー”で回答が出てしまいます。

(質問) 今日は、朝食を食べましたか？

(答え) はい、食べました。

テーマ例

●最近行った旅行／●好きな音楽・本／●感動したこと／●大切にしているもの(宝物)／●座右の銘／●好きな(嫌いな)動物／●幼い頃の思い出／●最近気になっていること／●好きなテレビ番組／●趣味／●最近困っていること／●活動についての悩みごと など

ハウレンソウ チェック

何をハウレンソウする？

活動を始めて間もない頃は、「何をハウレンソウすればよいのか?」、「いつすればよいのか」すら迷ってしまいがちです。地区民児協として、あらかじめハウレンソウする活動について決めておくとういでしょう。話し合いながら書き込んでみましょう。

ホウ (報告)	活動の経過や結果を、周りに知らせること。(例) 活動の進捗状況の報告、ミスしてしまった報告、研修会の参加報告 等		
	(内容)	(方法)	(時・タイミング)
レン (連絡)	事実や決定した事柄などを、周りに知らせること。(注) 自分の意見や憶測は持ち込まないようにする。		
	(内容)	(方法)	(時・タイミング)
ソウ (相談)	判断に迷ったり、自分の考えを聞いてもらいたい時などに、周囲に判断を仰いだり、アドバイスをもらうこと。		
	(内容)	(方法)	(時・タイミング)

ハウレンソウは、6W2Hで簡潔に！

ハウレンソウする活動や方法について決まったら、次はその内容をどのように伝えていくかを考えていきましょう。

基本的には、客観的かつ簡潔に伝えていくことが大切ですが、慣れるまでは「6W2H」を活用すると整理しやすくなります。

また、地区民児協として左表のような「報告・連絡・相談記入用紙」を作成しておく、より整理しやすくなりますし、事例検討の際などにも活用することができます。

「概要」は、何を報告・連絡・相談するのか焦点を絞って簡潔に記載。

●いつ (When)、●どこで (Where)

●誰が (Who)、●誰と (With)

●何を (What)、なぜ・何のために (Why)、どのように (How)、どのくらい・どのレベルまで (How much)

「詳細」は、残りの2W2H全てを使う必要はない。文章にする必要はなく、箇条書きで、客観的で簡潔に記載することを心掛ける。

「その他」は、検討結果・対応策・次善策などを、適宜記入。

(記入例)

報告・連絡・相談 記入用紙

該当するものに「○」

報告	連絡	相談
-----------	-----------	-----------

氏 名 民生 太郎

概 要	訪 問 を 拒 否 さ れ る こ と に つ い て
項 目	内 容
日 時	令和２年３月〇日（金）１４時頃
場 所	担当区域内の高齢者Ａさん宅
登場人物	私（委員）と高齢者Ａさん
詳 細	・一人暮らしのため定期的に訪問。 ・２週間に１回は顔を見るように訪問。 ・体調が優れない様子なのに、元気だからと訪問拒否。取り付く島なし。 ・毎回「また来るね」と言ってメモを残して帰る。
その他	●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●

4 活動時間の取り方

基本的には、これまで通り自身と家族の仕事や趣味の時間をきちんと確保したうえで、どの時間帯なら民生委員活動に時間を割くことができるのか考えてみてください。ときには、民生委員活動を優先しなければいけない時があるかもしれませんが、これまでの生活リズムを大きく変える必要はありません。

長年、民生委員を続けている方は、自身の生活リズム（習慣）の中に、民生委員の活動時間を上手に取り入れています。しかし、新任委員の皆さんにとっては、それまでの生活リズムの中に、民生委員活動のための時間を割くことに慣れるのは、なかなか大変なことかと思えます。

担当区域の状況や活動の全体像が掴めてくると、負担感はぐっと減ってきます。そうなるまでは、意識的に活動の優先順位をつけて、できる範囲での活動を心掛けてください。

実際の活動時間というのは、平成 30 年度における県内委員の活動日数や主な項目の件数は、下表のような結果となっています。ただし、このデータは委員歴 2 年以上の県内委員の平均値ですので、焦らずマイペースで取り組んでいきましょう。

(元データ) 平成 30 年度 福祉行政報告例	年間平均	月の平均
活動日数	126.3 日	10.5 日
相談支援件数	20.6 件	1.7 件
その他の活動件数	116.6 件	9.7 件
訪問回数	141.7 回	11.8 回
連絡調整回数	89.1 回	7.4 回

● 本会 HP「データで見る民生委員・児童委員活動」
(URL) <http://chiba-minkyo.or.jp/participants/data/>

井戸委員からのワンポイント

新任委員の中には、どのように、どの程度活動してよいかわからないために、それまでの自身の生活リズムを大きく変えてしまい、行き詰ってしまう方が見受けられます。心身ともに健康であることが一番です。自身の生活リズムを崩すことなく、「よい加減」に少しずつ民生委員活動を取り入れていってください。

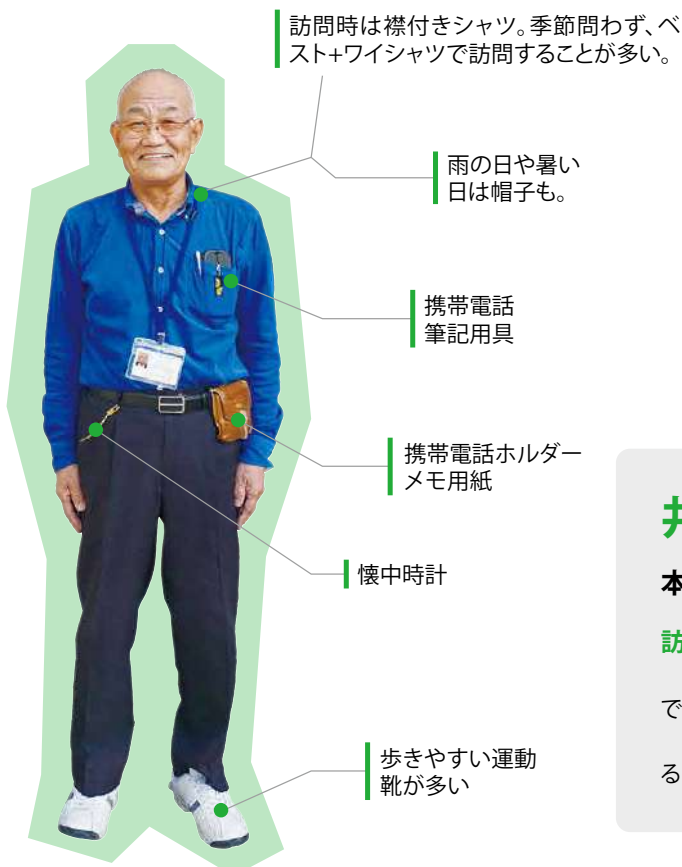
井戸 義信 (いど・よしのぶ)

本会理事／富津市民児協会長

訪問スタイル

訪問する時、配付するものがなければ、手ぶらで何うことが多いですね。その時の持ち物は、左の通りです。

あと、住民の方とお会いする時は、「笑顔で元気にあいさつ」することが何より大切だと感じています。



② 向き合い方を学ぶ

加 減 チェック

自分の“加減”を知るようにしましょう！

毎月の活動を進めていくうえで、自分の“加減”をはかりながら、無理なくかつ継続していけるように、次のような自己チェックを利用し、先月の活動状況を確認してみましょう。

①先月の活動状況

	日・件・回
活動日数	日
相談支援件数	件
その他の活動件数	件
訪問回数	回
連絡調整回数	回

②生活上の加減（心身の余裕度）

下記①～⑤について、ア～オのうち、該当するものに○をつけてみましょう。設問⑥についても、皆さんで話し合ってみましょう。

設 問	ア とてもある (十分取れている)	イ ある (まあまあ取れている)	ウ ふつう	エ ない (あまり取れていない)	オ 全然ない (全然取れていない)
①家族との時間は取れていますか？					
②趣味の時間は取れていますか？					
③仕事に支障はありますか？					
④健康(体力)面での負担はありますか？					
⑤精神的な負担はありますか？					
⑥どのような活動が、体力面での負担（課題）、または精神的な負担（課題）となっていますか？ その負担（課題）は、どうすれば改善されると思いますか？					

5 服装と持ち物

今後、委員活動を進めていくうえで、「これは欠かせないものだ」・「こういったものがあるといいな」という持ち物などが増えていくでしょう。

それらを、ここでは“七つ道具”と呼んでみます。

次頁には、委員活動上で、「欠かせないもの」・「あと便利なもの」・「民児協として準備できるもの」

「気持ちの七つ道具」の例をご紹介します。ぜひ皆さんで話し合いながら、自分なりの“七つ道具”をそろえてみましょう。

また、(P 4～) 編集委員の紹介とあわせて、訪問時に気を付けている点や持ち物なども掲載していますので、そちらも参考にしてください。

道具チェック

七つ道具確認しよう

民生委員活動をするうえで、「①欠かせないもの」・「②あると便利なもの」・「③民児協として準備できるもの」・「④気持ちの七つ道具」について、それぞれの参考例をご紹介します。

①～④の項目について、先輩委員の皆さんと一緒に話し合ってみてください。

携帯やメモ帳、手帳などを入れているポシェット。訪問時は必ず携帯。配付物があるときは手提げ袋も。



山名 恵子 (やまな・けいこ)

本会副会長／柏市民児協会会長
本誌編集委員長

訪問スタイル

柏市では、毎年5月に「声かけ訪問調査」を行っています。この時は「柏市民生委員児童委員」と印字された「腕章」を付けています。

また、訪問時につれない対応をされることがあると思いますが、「チラシ入れときま～す。また来ま～す」で十分です。訪問を重ねる中で、少しずつ会話する機会を増やし、気長に信頼関係を築いていけばよいと思います。

① 欠かせないもの

●身分証／●民生委員手帳／●徽章／●連絡カード（不在時にポストへ投函できるもの）

●その他

② あると便利なもの

●地図／●筆記用具／●メモ用紙／●携帯電話／●水筒／●帽子・傘（天候に応じて）／●印鑑

●その他

③ 民児協として準備できるもの

●腕章／●オレンジリボンバッジ／●ウインドブレーカー／●蛍光ベスト

●その他

④ 気持ちの七つ道具

●笑顔／●清潔さ／●身だしなみ／●言葉遣い

●その他

⑥ 個人情報の取り扱い

民生委員は、行政から提供される情報や、住民の方から直接お聞きする情報など、活動をしていく中で、個人情報に触れる機会がたくさんあります。活動の性格上、個人や世帯の状況が十分にわからない（把握しない）と適切な支援を行うことはできないので、適宜担当区域内の支援を必要とする住民の情報把握に努める必要があります。

ただし、ひと言に個人情報といっても、行政から提供される名簿のようなものから、住民の方から聞く「誰々さんが〇日に入院したわよ」といった情報まで様々です。なかには、信憑性が低い噂や伝聞のようなものもあります。

民生委員活動は、住民との信頼関係があってこそ成り立つものです。守秘義務を遵守することはもちろん、個人情報の取捨選択、保管方法、活用方法など、知り得た個人情報の取り扱いには十分に慎重な対応が求められます。

この機会に、あらためて地区民児協の中で、保有する個人情報の内容やその取り扱い方法について確認するようにしてください。行政から個人情報の提供を受けている場合は、市町村の個人情報保護条例によって提供や管理方法等が定められていますので、一度確認してみてください。

守秘義務の遵守 ～ひみつを守るという心配りが必要です～

プライバシーと個人情報。非常に似通ったイメージですが、どのような違いがあるのでしょうか？

下記①～③の点を踏まえると、個人情報よりもプライバシーの方が、広い領域を意味することがわかります。

① プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活・私的領域・個人の秘密。

また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

(出典：小学館・大辞泉)

② 個人情報

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等のプライバシーが、文書や図面、データとして記録され、特定の個人を識別できるようになっているもの。(出典：個人情報保護法)

③ プライバシーと 個人情報の違い

両者の違いについては、郵便配達を例に説明されることが多いようです。

郵便配達員は、ハガキや封筒を届けるために、記載されている宛先（個人を特定する住所や氏名といった「個人情報」）をもとに配達します。そして、そのハガキや封筒に書かれている他人には知られたくない私的な情報が「プライバシー」です。

プライバシーには、具体的に右上④のような情報が考えられます。住民のプライバシーは、大切に守られるべきものではありませんが、一方で福祉とプライバシーはいわば“親子・きょうだい”のよ

うな関係ともいえます。住民のプライバシーがわからなければ、福祉活動を実践することはできないので、活動に資する範囲で情報を把握する必要があります。

④ 一般の感覚で他人に知られたくないと認められる事柄全般

- 病歴・身体的特徴等の身体情報
- 戸籍・家族関係等の身上関係情報
- 学業成績・犯罪歴等の経歴情報
- 資産・所得等の財産情報
- 思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報等

ただし、必要以上に住民の情報を把握する必要はありません。「活動を行うために必要となるのは、どのような情報なのか」という点を考えておくことが必要です。

「守秘義務を遵守～ひみつを守る～」ためには、管理や取扱方法だけではなく、その活用方法にもきちんと目を向けておきましょう。

そのための取り組み方等を、次頁のステップを活用し話し合ってみましょう。

山名委員長からのワンポイント

千葉県をはじめ、民生委員による個人情報の紛失等の事例は数年に1回は発生しています。これまでの事例を踏まえると、特に次のような点に注意して取り扱う必要があります。

- データでの管理を避ける。
- 個人情報の記載のある資料を持ち歩かない。
- コンビニ等でコピーしない。
- 飲食店で住民の方の話をしない。
- 相談や支援を終えた住民の個人情報は速やかに破棄する。
- 守秘義務がない方への情報提供は行わない。(家族や町会関係者を含む)

情報チェック

STEP 1 現状の管理方法と
取り扱い方法を確認

(現状の管理・取扱方法)

例) 自宅で保管する時は、鍵付き
の机に入れている。「福祉票」
は持ち歩かない。

(課題や改善点は?)

STEP 2 どのような活動を行うか?
必要な個人情報とは?

(行いたい活動)

例) 一人暮らしと、75 歳以上夫
婦世帯の友愛訪問をしたい。

(把握している情報と、
新たに必要な情報は?)

活動に必要な情報を確認しよう

住民の方の情報を預かる以上、その管理・取扱方法や、何のために活用する情報なのかを、きちんと整理しておく必要があります。

次のステップを活用しながら、皆さんで話し合ってみましょう。

7 金銭の取り扱い

山名編集委員長からのワンポイント

民生委員は、下記のとおり（全民児連・平成 17 年 9 月）、原則金銭を取り扱う支援は行いません。下記には、買い物代行を例としていますが、県内には多くの家事ボランティア団体等がありますので民生委員としては行わず、当該団体を紹介するようにしてください。緊急性がある場合にはこの限りではありませんが、こうした際も複数人で判断するようにしましょう。

金銭的な支援を求められた場合は、「民生委員はそういった支援はできない」ということをはっきりと伝えたくて、市町村社協の貸付制度や生活福祉資金などを紹介するようにしましょう。

なお、認知症の方などで継続的な金銭管理が必要な場合は、「日常生活自立支援事業」や後見制度の活用が必要となるため、各市町村社協等へつなぐとよいでしょう。

(全民児連・平成 17 年 9 月)

(抜粋)

金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援のなかで、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

- 一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。
- 一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。
- 一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。
- 一、金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

(以下、略)

⑧ 訪問活動

皆さんは、自身がどのような訪問をされると、気持ちよく対応できるでしょうか？ どのような対応をされると、嫌な思いを抱くでしょうか？

訪問活動は、民生委員にとって基本的な活動の一つですが、民生委員として訪問する際は、いろいろと留意しておきたいことがあります。そして、訪問活動の役割や、訪問される側の気持ちを少しでも汲み取る必要があります。

昨今は、インターネットが普及し、行政の相談窓口も充実してきているため、住民の方が民生委員のところへ直接相談に来ることは少なくなってきました。

そのため、多くの民生委員は、訪問活動だけではなく、区域内的の情報把握や顔つなぎ、見守り等

を兼ねて、町会・自治会の行事・会合や、地区社協のサロン等への参加・協力を行っています。

ただ、これだけでは、住民の生活環境を把握することは難しく、また地域のイベントに参加しない方の状況を把握することはできません。

見守り対象者や気にかかる方については、行政や社協から依頼される調査やチラシの配付時なども活用し、定期的な（見守り）訪問をしていく必要があります。

訪問活動は、見守ることに、把握することにもつながる活動です。住民の思いを「聴く」機会を大切にしてください。住民の方にとっては、真剣に話を聴いてくれる人がいる、一緒に考え悩んでくれる人がいるというだけで、大きな支援となっています。



星見 和子 (ほしみ・かずこ)

国会評議員／大網白里市民児協会長

訪問スタイル

民生委員活動で外出する際は、個人情報を持ち歩かないようにしています。住民宅を訪問した後は、忘れないうちにメモ帳に書いて、帰宅後に福祉票などに転記しています。

また、訪問時に持参するものは、名刺と手帳のほか、住民の方と一緒に見られるように「民生委員紹介パンフレット」や、市が発行する「高齢者福祉のしおり」などをクリアファイルに入れています。

その他 大網白里市民児協では、全員揃いの黄色の蛍光ベストを制作している。背中には「大網白里市民児協」の文字が印字されている。

星見委員からのワンポイント

新任委員の皆さんにとって、顔見知りではない住民宅へ訪問することや、異性宅へ訪問することは、二の足を踏むことも多いかと思います。

県内の地区民児協の中には、小学校区や字（あざ）、団地など一定の区割ごとに班を構成しているところがあれば、隣接する委員同士がペアとなって、相互のサポート体制を取っているところもあります。

一方で、住民の方にとっても、信頼関係ができる前に相談することは非常に勇気がいるものです。すぐに信頼関係を築こうと気負うことなく、訪問を重ねる中で、少しずつ信頼関係を築いていくことが今後の相談・支援活動につながっていきます。

訪問活動
チェック

気持ちよく訪問できる環境
を考えましょう

もし皆さんが、地域住民の立場で訪問を受ける際、どのような訪問なら快く応対する（迎え入れる）ことができますか？ どのような訪問なら「二度とごめんだ」と感じるでしょうか？

STEP 1～3を活用し、訪問される側の気持ちを踏まえた訪問方法について、皆さんと一緒に考えてみてください。

STEP 1

これまでの日常生活の中で、どのような訪問がありましたか？ その訪問があった時には、どのような気持ちになりましたか？

具体的な訪問	どのような気持ちになったか	なぜそういう気持ちになったか
(例) 商品のセールス	(例) 嫌な気持ちになった	(例) しつこい・無理強いをされた

STEP 2

下記①～⑨の「訪問場面」では、どのような環境（場面）で訪問されると嫌な気持ちになりますか？

STEP 3

上記 STEP 1 を踏まえ、下記①～⑨の「訪問場面」では、どのようなことを心がけたいですか？

訪問場面	STEP 2		STEP 3
	訪問の方法	なぜ嫌と感じるのか	心がけたい訪問方法やポイント
①訪問日	(例) 日曜日	(例) 唯一の休みだから	
②訪問時間	(例) 午前7時台	(例) 朝の支度で忙しい	
③訪問人数	(例) 3人以上	(例) 威圧感を感じる	
④ベルの押し方	(例) 何度も連打される	(例) 耳障りだし怖い	
⑤服装	(例) Tシャツ姿	(例) 身だしなみに無頓着	
⑥言葉遣い	(例) 友達のような口調	(例) 馴れ馴れしい	
⑦事前連絡の有無	(例) 何もなく突然	(例) 突然だから	
⑧その他			
⑨その他			

特集③

つながることを学ぶ

委員活動を前向きに進めていくうえで、皆さんがたった一人で、すべてを背負い込んでしまう必要はありません。むしろ、委員同士や地域の関係者、さらには地域住民との積極的なつながりが必要になってきます。

では、だれと、どのようなつながりを、どの程度深めていくことが大切なのでしょう？ ここでご紹介する物語をもとに、皆さんで話し合ってみてください。

登場人物

- 鈴木会長（男性）
- 小林副会長（女性）
- 高橋委員（女性・中堅委員）
- 山本委員（男性・新任委員）

鈴木会長

さて、私も含めて、新しい体制

山本委員

はい、ありがとうございます。

高橋委員

みんな同じですよ。ゆつくりと、自分のペースで進んでいきましょう。

小林副会長

私も、新任の時は、「何がわからないのか？」ということ自体がわかりませんでしたよ（笑）

山本委員

いえ、まだ右も左もわからなくて……。何をどうすればよいのか戸惑っています。

鈴木会長

ところで、新しく仲間入りした山本さんも、4ヶ月目を迎えましたね。だいぶ慣れましたか？

一同

よろしく願います！

鈴木会長

では、今月の定例会を始めたいと思います。皆さんどうぞよろしく！

昨年12月1日の一斉改選と委嘱状交付式を無事に終えた後、新年度（令和2年度）を迎えたばかりのひだまり町民児協。今日は4月の定例会が開かれようとしていました。

ひだまり町では、今回の一斉改選で会長と副会長が交替し、新任委員も加入するなど、これまでとは違った雰囲気の中で、定例会が進んでいきました。

とある地区民児協物語

① ひとつ、どうつながるか？

- 「当事者及びその世帯が抱える課題のうち、とくに主要な課題」抜粋上位10項目

課 題	%
①身体的な病気・けが	18.3%
②認知症	15.1%
③近隣住民とのトラブル	13.9%
④ゴミ屋敷	11.2%
⑤精神的疾患・精神面の不調（うつ等）	11.0%
⑥必要な介護や生活支援を受けていない	9.9%
⑦外出が困難	9.2%
⑧ひきこもり	7.9%
⑨知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）	7.5%
⑩家族が不仲	7.4%

小林副会長

皆さんのお手元に資料を配付しました。これは平成28年度に、全民児連が実施した『民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査』の結果を抜粋したものです。この調査結果から、地域の様々な状況が見えてきました。たとえば、**地域住民やその世帯が、どのような課題を抱えているかという設問に対して、左表のような結果が出てきました。**

でひだまり町民児協がスタートしましたので、今日の定例会では、地域の課題について一緒に考えてみましょう。

では、小林副会長、説明をお願いします。

高橋委員	小林副会長	鈴木会長	山本委員	鈴木会長	高橋委員	山本委員	高橋委員
ああ、そうでした。地域住民はいろいろな困りごとを抱えているのだということが、よくわかった結果でしたね。	「身体的な病気・けが」「認知症」「近隣住民とのトラブル」など、多岐に渡っています。今日はこの結果をもとに、意見交換したいと思います。	これらを総じて、「生活課題」と呼んだりしますが、山本さんは、どのような課題が気になりましたか？	そうですね。「外出が困難」という課題が気になりました。私の隣の家にも、一人暮らしの高齢者の女性がいて、最近「なかなか外に出られない」と嘆いていますから。	では、地域住民が、気軽に外出できるためには、何が必要かを考えてみましょうか。	こういう時、参考となるのが、「社会資源」という言葉ですね。社会資源？	そうです。「ヒト（人的資源）」「モノ（物的資源）」「カネ（財政的資源）」「トキ（時間的資源）」「シラセ（情報資源）」なんて言われています。	そうです。「ヒト（人的資源）」「モノ（物的資源）」「カネ（財政的資源）」「トキ（時間的資源）」「シラセ（情報資源）」なんて言われています。
小林副会長	鈴木会長	小林副会長	高橋委員	鈴木会長	山本委員	小林副会長	高橋委員
やはり中でも大切に感じるのは「ヒト（人的資源）」「モノ（物的資源）」でしょうね。	たとえば、先ほど山本さんが教えてくれた、お隣の一人暮らしの女性は地域にどのような人がいれば、外出しやすくなると思いますか？ あるいは、どのような場所や施設・機関・設備があれば、出ていきやすいと思いますか？	そして、もう一つのポイントは、どのくらいの深さでつながっていればよいのか？ どのようなつながり方をしていけばよいか、という点ですね。	まずはご近所さん！「向こう三軒両隣、つていいますものね。そういった近所の人たちが集まったものといえば……？」	町会……ですか？	そうですね！ただ残念ながら、最近はお隣さん町会への加入率も下がってきているようです……。	もう少し範囲を広げれば、地域にはもっと、いろいろな人がいますし、活用できる場所や施設・機関・設備があるはずですね。	もう少し範囲を広げれば、地域にはもっと、いろいろな人がいますし、活用できる場所や施設・機関・設備があるはずですね。

題材 山本委員の隣に住んでいる一人暮らしの高齢者の女性を例として、その彼女の周りには、どのようなつながり（人・施設等の資源）があれば外出しやすくなるでしょうか？ また、どのようなつながり方をしていけばよいでしょうか？ 下記を参考に自由に話し合ってみましょう。

ヒト（人的資源）とモノ（物的資源）の一例

●本人／●家族／●地域住民／●教師／●児童・生徒／●商店主／●弁護士／●医師／●保健師／●ケアワーカー／●ホームヘルパー／●介護福祉士／●社協職員／●保護司／●ケアマネジャー／●ボランティア／●買い物友だち／●行政職員（警察・消防含む）／●郵便配達員／●自治会・町内会／●消防団／●婦人会／●老人クラブ／●PTA／●学校／●ボランティアセンター／●社協／●商店街／●病院／●社会福祉施設／●コンビニ／●スーパー／●喫茶店／●図書館／●空き家／●集会所／交通（バス・タクシー・車）

「つながり方」の例

●顔や名前を知る／●言葉を交わす／●お互いの立場（活動・役割）を知る／●定期的（半年・毎月）に訪問する／●定期的に交流の場を持つ／●一緒に〇〇する／●家庭環境を知る／●地域包括支援センター職員と訪問／●サロン・健康教室に誘う／●近所の〇〇さんに（本人了承のもと）見守りを協力してもらう

とある民児協物語

② 委員同士のほどよい距離感とは？

鈴木会長

では、定例会を始めたいと思います。皆さん、どうぞよろしく！

一同

よろしくお願いします！

鈴木会長

昨年の12月1日の一斉改選を経て、ひだまり町民児協も新体制でスタートして、はや4ヶ月が経ちました。私も初めての会長職ですし、小林さんも副会長になって、よくサポートしてくださっています。ありがとうございます。

小林副会長

いえ、こちらこそ。

鈴木会長

そして、新しく仲間入りした山本さん。だいぶ慣れてきましたか？

山本委員

はい、おかげさまで。

鈴木会長

高橋さんも2期目に入り、自信をもって活動していってほしいですね。

高橋委員

鈴木会長や小林副会長には、程遠いですが（笑）

鈴木会長

民生委員としての活動で、何より大切なのは、委員の私たち同士が、しっかりと連携をとっていくことにあります。

小林副会長

おっしゃるとおりです。けっして私的で個人的な活動ではなく、厚生労働大臣から委嘱されて、地域で活動をしていくということに、大きな意義がありますね。

高橋委員

何かがあった時には、お互いに助け合える存在でありたいですね。

鈴木会長

そのとおりです。そこで今日はお互いのつながりを強めていくために何ができるかについて、自由に話し合ってみましょう。たとえば、この定例会という場も大切な空間ですね。これまでの慣例などは一度忘れて、**定例会が皆さんにとって、心地よく、抛り所となるためには、どのような工夫ができるか**（①）、意見を自由に出してみてください。

鈴木会長

なるほど。いろいろなご意見があるものですね。答えは決して一つではありません。自分たちにとって一番良いと思うことを、具体的に進めていくことが大切です。

山本委員

あの……一つよろしいでしょうか？

小林副会長

どうぞ、ご遠慮なく！

山本委員

昨年の12月。初めて定例会で皆さんとお会いした時、緊張していたこともあって、皆さんの名前どころか、お顔も覚えられず、焦ってしまいました。

高橋委員

山本さん、それは私も同じでしたよ！ 全員のお顔を名前が一致したのは、ようやく次の一斉改選を迎えた頃でしたから！（次頁へ続く）

① 定例会をより良くする工夫点について、話し合ってみよう

（参考例）

- 資料作成やお茶出しは当番制
- 司会や記録等の役割は交代制
- レイアウトを工夫（机配置、座り方等）
- 外部講師（地域住民や専門家等）招聘（多様なメニュー）
- 様々な媒体を活用（板書、プロジェクター、ビデオ、音源、カード等）
- 少人数のグループ討議
- 定例会終了後に、アンケートを募り翌月定例会で執行部から回答

山本委員

ええー!!!

高橋委員

今のは冗談ですけど(笑)でも、定例会で顔を合わせるといっても、月に一度程度ですし、なかなか慣れないものでしたよ。

鈴木会長

お互いがすぐに打ち解けられて、親しくなっていくためには、どのような方法が考えられるでしょうね。(②)

小林副会長

先輩委員の実体験を聞いてもらうと、安心感がわくかもしれませんよ。

- ②先輩委員と新任委員で、2人(または3人)一組になってください。
先輩委員は、これまでの委員活動上での「喜・怒・哀・楽」にちなんだ体験談について話してみましよう。
新任委員の皆さんは、話を聴きながら、自由に質問してみてください。

高橋委員

さっきも言ったように、なかなか定例会の場だけでは、つながりも深まらないかもしれないですね。

鈴木会長

やはり具体的な活動の中で、何ができるかでしょうね。地域福祉活動に取り組んでいく際、お互いに何ができるか、どのような協力やつながり方が大切かを話し合ってみるのはどうでしょう。(③)

- ③先輩委員と新任委員で、2人(または3人)一組になってください。
下記の活動を進める時に、お互いに何ができるか、どのような協力やつながり方をすればよいかを自由に話し合ってみましよう。

- 地域住民への訪問活動／●学校などへの訪問活動／●通学路の見守りなど安全確保のための活動／●高齢者向けサロン・子育てサロンの活動／●子ども食堂といった支援活動／●心配ごと相談活動

小林副会長

お互いの気心が知れば、地域で実際に活動していくうえでも、心強い仲間になっていきます。

鈴木会長

「伸長補短(しんちょうたん)」といって、互いに長所を伸ばし合い、苦手な部分や課題は、一緒に補っていくといった姿勢が必要です。

高橋委員

地域住民のお宅を訪問する時に気を付けた方がよいことや、活動上のイロハというようなこと、ヒヤリハットといった体験談を話し合うことも時には大切(④)ですね。

山本委員

皆さんの工夫や体験談をお聞きできませんか？

- ④気を付けていることや、ヒヤリハット体験などについて話し合ってみましよう。

鈴木会長

今日の定例会は、とても有意義な意見交換ができましたね。ではまた、来月も、一緒に話し合いましよう！

地区民児協の中で、近隣地域の委員同士が支え合い、協力して活動できる「班活動」。

特に一斉改選のこの時期、新任委員が活動しやすい環境づくりに役立つ取り組みの一つです。

東京都民生児童委員連合会（以下、「東京都民連」という。）が進める「班活動」の取り組み（一部）をご紹介します。

引用参考文献

東京都民連「班活動の進め方」／同「東京版活動強化方策」／全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告」／同「活動強化方策」

4 学び方のススメ

班活動のススメ

※ P21・22「班活動のススメ」は、本誌第76号の記事を加筆修正のうえ再掲

全民児連では、単位民児協の機能強化に向けた取り組みの一つとして、「複数委員によるチーム、班活動の積極的導入」を推進しています。

これは、民児協として委員一人ひとりを支援していく取り組みを積極的に導入することで、委員の孤立防止や、負担軽減に向けた体制づくりをしていくというものです。

現在、県内の地区民児協でも、小学校区域や町会・自治会、字（あざ）などを単位として班を構成し、情報交換や協働での訪問活動、学習会などを行っているところが増えてきています。

「近助」と「班活動」

現在、地域ではさまざまな福祉課題や、頻発する自然災害への対応として、「自助・共助・公助」の重要性が広く認知されています。これに加えて、近年ではご近所さん同士が助け合う「近助」の有効性も注目されているところです。

東京都民連では、この「近助」の視点で取り組む民生委員活動を「班活動」と位置づけ、平成19年から本活動を推進しています。

この班活動は、区域が近い委員同士がつながり合うことで、担当区域で活動する各委員の「自助」を補完するとともに、活動上の負担感を分かち合い支え合って個別ケース等に取り組みするというものです。

また、担当区域の委員が不在の時などでも、他区域の委員が対応できる体制を整えておけば、住民にとっても利便性が高まりますし、複

数の委員が地域を見守っているという安心感にもつながります。

各委員の経験や対応力には、どうしても差が生じてしまいましたが、複数の委員で住民の抱える課題に対応することで、お互いの支援の質を高め、よりよい支援を行うことができるはずです。そして、班活動は、地区民児協としての活動である「共助」の強化にもつながっています。

次頁では、「班活動の進め方」の手順と考える方をご紹介します。



（上図）自助・近助・共助のイメージ図。自助は、各委員が担当する区域の活動。それを補完するように「近助」としての班活動、そして「共助」としての地区民児協の活動がある。

自助	自分のことは自分で	委員個人としての活動
近助	ご近所同士で	班としての活動
共助	地域で	民児協としての活動
公助	国・自治体で	行政等への協力活動

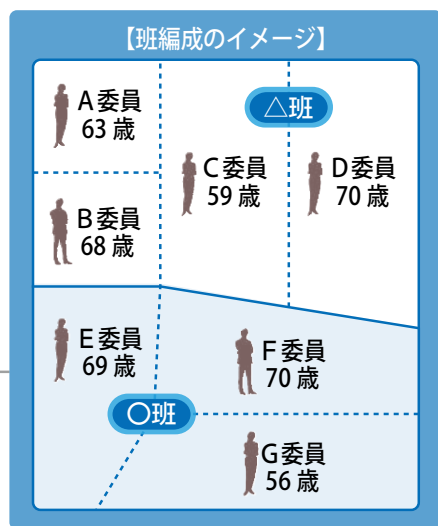
STEP 1 近隣で班を組む

1 地域特性

道路や地形、住宅地や集合住宅、町会や自治会の単位、学校区や地域包括センターの管轄等に配慮しながら、班編制を行います。また緊急時や災害時に備え、いざというとき参集しやすい班を設定することが望ましいです。

2 性別差や経験差

男性だけ、女性だけの班、あるいは新任委員やベテラン委員の配置が偏らないよう、できるかぎりバランスのいい班編成を心掛けましょう。



3 人数

班内での協議や地域活動を進める上では、4～6人が最適といえるでしょう。概ね3～8人を目標に編成してください。また地域を担当しない主任児童委員も、必ずいずれかの班に所属しましょう。

4 班長（任意）

可能であれば、班の取りまとめ役（リーダー）を決めておきましょう。班長を決めておくことで、班活動を円滑にし、地区民児協への橋渡し役の機能が期待されます。

5 班のマップ（任意）

班のメンバーが決まったら、区域担当と班のエリアを明示した地図を作成すると便利です。

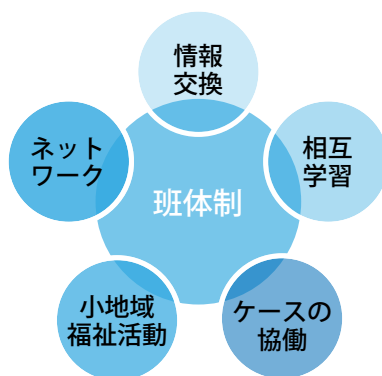
STEP 2 班で活動する

1 情報交換

定例会等の場を活用し、定期的に班での情報交換や話し合いの時間を持ちます。日頃の活動内容や疑問点、福祉課題（児童・高齢者、安全・安心等）を出しあいます。また、それぞれが抱えるケースについても情報交換を行い、委員同士が連携しやすい体制づくりを進めます。

2 相互学習（適宜）

活動のノウハウの享受や事例の学習、利用できるサービスや資源の調査、地域課題の解決に向けた検討など、班のメンバーの関心のあるテーマや地域で直面している問題に対して、メンバー同士で学習を深めます。



3 ケースの協働（適宜）

基本的に担当区域のケースは自身が責任を持って対応しますが、経験やノウハウ、活動に費やせる時間はそれぞれ違います。お互いに補い合い、高め合いながら支援にあたることは、地域住民にとってもよりよい支援につながるはずです。

異性宅への訪問や困難ケース、不在時の対応など、班員同士が互いの経験や得意分野を生かし、また個々人の健康、仕事や家庭の状況を理解し合って助け合いながらケースにあたります。

なお、複数で関わるときは、住民に「一緒に活動している民生委員の〇〇です」と説明しましょう。

STEP 3 全体で共有する

1 全体会

定例会などの場で、それぞれの班がどのような目的で、どのような活動を行ったか、全体で共有します。できれば各班から発表してもらい、全体として活動を振り返る機会を定期的に持ちましょう。

2 班長会（年に数回）

班活動の状況について適宜報告をし、各班で出た意見や活動課題について民児協役員と話し合いましょう。

2 県民児協役員紹介

会長	榎本豊	(鴨川市)
副会長	渡邊武	(浦安市)
副会長	高橋君枝	(習志野市)
副会長	平川茂光	(松戸市)
副会長	山名恵子	(柏市)
	高橋強	(船橋市)
	井戸義信	(富津市)
	中村光夫	(栄町)
	小林恒一	(東庄町)
	土屋増男	(芝山町)
	三枝貫治	(一宮町)
	井上宙丈	(御宿町)
	田中泰史	県健康福祉部健康福祉指導課長
	鈴木一郎	県社会福祉協議会常務理事

理事

14名

椎名正夫	(我孫子市)
大西眞典	(酒々井町)
宮内邦明	(銚子市)
立川和子	(市川市)
三平徹	(館山市)
及川勝正	(木更津市)
鳩宿守	(野田市)
田中保藏	(茂原市)
山田三雄	(成田市)
小林眞智子	(佐倉市)
松戸誠	(東金市)

監事

2名

鶴澤正二	(旭市)
山本洋子	(勝浦市)
入島久雄	(市原市)
寺谷直恭	(流山市)
周郷光枝	(八千代市)
山本幸子	(鎌ヶ谷市)
岡田典夫	(君津市)
岡田はる美	(四街道市)
中村隆	(袖ヶ浦市)
河野勝	(八街市)
吉野康夫	(印西市)
福岡幸子	(白井市)
高谷正敏	(富里市)
藤平幸央	(いすみ市)
増田利夫	(匝瑳市)
早川敏男	(南房総市)
坂本純夫	(香取市)

(評議員続き)

善塔雄	(山武市)
星見和子	(大網白里市)
高橋吉美	(神崎町)
宇井武雄	(多古町)
小松倉敏	(九十九里町)
田鍋悦央	(横芝光町)
吉野公一	(睦沢町)
中村隆男	(長生村)
佐藤吉範	(白子町)
池澤儀之	(長柄町)
梅田重郎	(長南町)
米本郁徳	(大多喜町)
黒川起志夫	(鋸南町)
尾関範子	県健康福祉部児童家庭課長
川上浩嗣	県社会福祉協議会事務局長

(評議員続き)

2 県民児協役員紹介

本会の役員構成と任期は、下記の通りです。53市町村民児協の代表者(会長)及び県・県社協関係者に、理事・監事・評議員いずれかの職を務めていただいています。先の一斉改選により、多くの市町村民児協では会長の交代が行われました。これを受け、本会でも令和2年1月に開催した第2回評議員会において、役員改選が行われ左記の通りとなりました。

理事

(人数)

12名以上16名以内

(任期) 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(令和3年5月)

監事

(人数)

1名以上2名以内(任期は理事と同)

評議員

(人数)

39名以上45名以内

(任期) 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(令和5年5月)

3

令和2年度 県民児協
事業計画・予算

計画の部 (概要版)

県民児協の事業計画と予算の概要について掲載しています。
県民児協の事業は、大きく公益目的事業と法人事業の2つに分類されています。詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協HPをご参照ください。

1. 公益目的事業(研修の部)

委託研修

- 委託研修 (①会長・②中堅・③事例研修・④新任・⑤主任)
- 独自研修 (⑥相談技法)
- 派遣研修

公益目的事業

指導の部

- ①指定民児協助成事業
- ②市町村民児協事務局会議
- ③主任児童委員連絡会
- ④PR・ホームページ関連事業
- ⑤ちば民児協だよりの発行
- ⑥民生委員児童委員ハンドブックの内容検討
- ⑦市町村民児協運営状況実態調査

人業

法事

- ①理事会・評議員会
- ②監査会
- ③正副会長会議
- ④慶弔事業(全国互助事業を含む)

① 単位民児協会会長研修会(全1回)

単位民児協会会長を対象に、民児協の組織運営等を学びます。

② 中堅民生委員児童委員研修会(全7回)

中堅委員を対象に、福祉関連法や地域福祉課題等について学びます。

③ 事例研修会(全6回)

中堅委員を対象に、グループワークを通し、実践的な事例検討等を行います。

④ 新任民生委員児童委員研修会(全3回)

一斉改選・欠員補充などにより委嘱された新任委員等を対象に、民生委員制度やその役割、活動等について学びます。

令和2年度

研修会等

日程表

- 委…委託
- 独…独自
- 派…派遣

4月

- 17(金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 千葉市文化センター
- 24(金) 指定民児協合同会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター

6月

- 4(木) 関東ブロック民生委員児童委員活動 **派**
5(金) 研究協議会 (場所) 静岡市
- 26(金) 市町村民児協事務局会議 **独**
(場所) 県社会福祉センター

8月

- 21(金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 千葉市民会館

9月

- 未定 中堅民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 県内4ヶ所

10月

- 7(水) 民生委員・児童委員のための相談技法
- 8(木) 研修会 (場所) 新横浜国際ホテル **派**

3 事業計画・予算

5 主任児童委員研修会（全1回）

主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境や、地域の中での活動・役割等について学びます。

独自研修

6 相談技法研修会（全3回）

住民との会話や相談を受ける際に必要となる「傾聴技法」や、相談を受ける「心構え」等について学びます。

派遣研修

全民児連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。参加方法は、委託・独自研修と同様、本会からの案内に対し希望のある市町村民児協が申込みをします。費用は参加費のみ本会が負担し、宿泊費や旅費等は市町村民児協又は地区民児協の負担となります。

- ①全国民生委員児童委員大会（県内50名）
- ／②関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会（10名）／③全国主任児童委員研修会（10名程度）／④民生委員・児童委員のための相談技法研修会（3名程度）／⑤民生委員・児童委員リーダー研修会（3名程度）／⑥全国児童委員研究協議会（5・6名程度）／⑦全国民生委員指導者研修会（2名以内）

2. 公益目的事業（指導の部）

1 指定民児協助成事業

市町村や地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集しています。

ア. 助成額……1ヶ年度10万円

イ. 年度……2ヶ年度

ウ. 助成の種類

助成は、3種類（①県民児協指定・②県民児協モデル育成・③全国互助事業指定）あり、各2民児協を指定。

エ. 現在の助成先

（R2・3）新規2地区（同①）

（R1・2）木更津市波岡西地区（同②）

（R1・2）流山市東深井中学校地区（同③）

※指定を受けた民児協には、計画する活動に関する研修（無料）を受講していただきます。

2 市町村民児協事務局会議

市町村民児協事務局を対象に、令和2年度の事業計画・予算、研修会等の説明を予定しています。

3 主任児童委員連絡会（年3回）

主任児童委員の役割の明確化や地域への理解促進を図るための方策について意見交換を行います。

22（木）第89回全国民生委員児童委員大会
23（金）（場所）群馬県高崎Gメッセ他

未定 中堅民生委員児童委員研修会（委）
（場所）県内3ヶ所

未定 事例研修会（委）（場所）県内2ヶ所

11月

25（水）民生委員・児童委員リーダー研修会（派）
（場所）ホテルベルクラシック東京

27（金）事例研修会（委）（場所）県内4ヶ所

未定 単位民児協会長研修会（委）
（場所）千葉市内

12月

未定 新任民生委員児童委員研修会（委）
（場所）千葉市内

1月

未定 主任児童委員研修会（委）
（場所）千葉市内

未定 全国児童委員研究協議会（派）

2月

3（水）～ 全国民生委員指導者研修会（派）
（時期）神奈川県「ロフォス湘南」

5（金）相談技法研修会（独）
（場所）千葉市内で3回

未定 全国主任児童委員研修会（派）

4 PR・ホームページ関連事業

HPを始めとする次の事業を通して、情報提供及びPR活動を推進します。

- (HP) 毎週2回(火・金)更新
- (HP)「ご参加ください!あなたの街の民生委員活動」の更新
- メールマガジン・フェイスブックの試行
- リーフレットの配布

5 ちば民児協だよりの発行

定例会に資する広報誌として「ちば民児協だより」を年2回発行します。

6 民生委員児童委員ハンドブックの内容検討

民生委員・児童委員が担当区域内での相談・支援活動に活用できるハンドブックの作成に向けた検討を行います。

7 市町村民児協運営状況実態調査

市町村民児協事務局を対象に、管内の運営状況等について実態調査を行います。

3. 法人事業

① 理事会・評議員会(各2回)

本会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。
承認を受けた事業計画・報告等は、本会HPに掲載します。

予算の部
(概要版)

令和2年度の予算概要は、左図「①収入の内訳」・「②支出の内訳」の通りとなります。

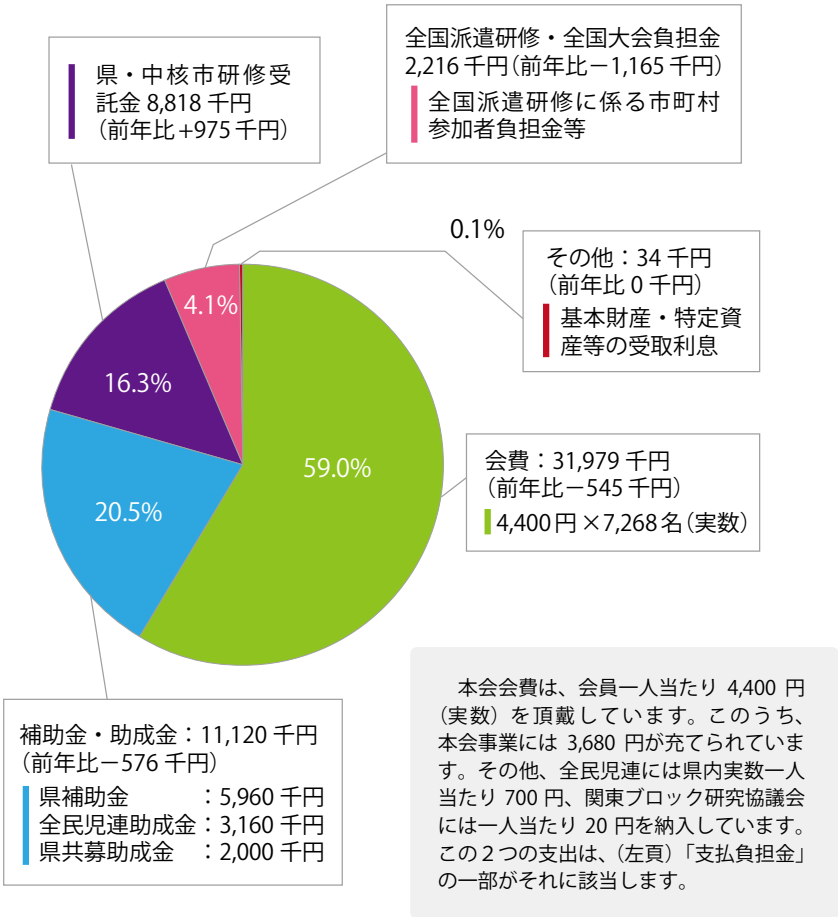
収入は、令和元年度と同様、主に皆さまからの会費や県補助金・県共募助成金をはじめ、県・中核市からの研修受託費等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や支払負担金、会議費等で構成されています。

なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。

これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表等を掲載しますのでご確認ください。

1 収入の内訳
(概要)

経常収益計：54,167 千円
(前年比-1,311 千円)



3 事業計画・予算

本会の定款を初めとした諸
規程や事業計画等は、本会H
Pに掲載していますので、そ
ちらをご覧ください。



4 慶弔事業
全社協が実施する「全国互助共励事業」
や、本会の「慶弔事業」を実施します。
両事業とも、市町村民児協事務局を通し
ての申請及び給付となります。

3 正副会長会議（年10回程度）
右記①で決定した事業計画をもとに、具
体的な実施方法等を検討します。

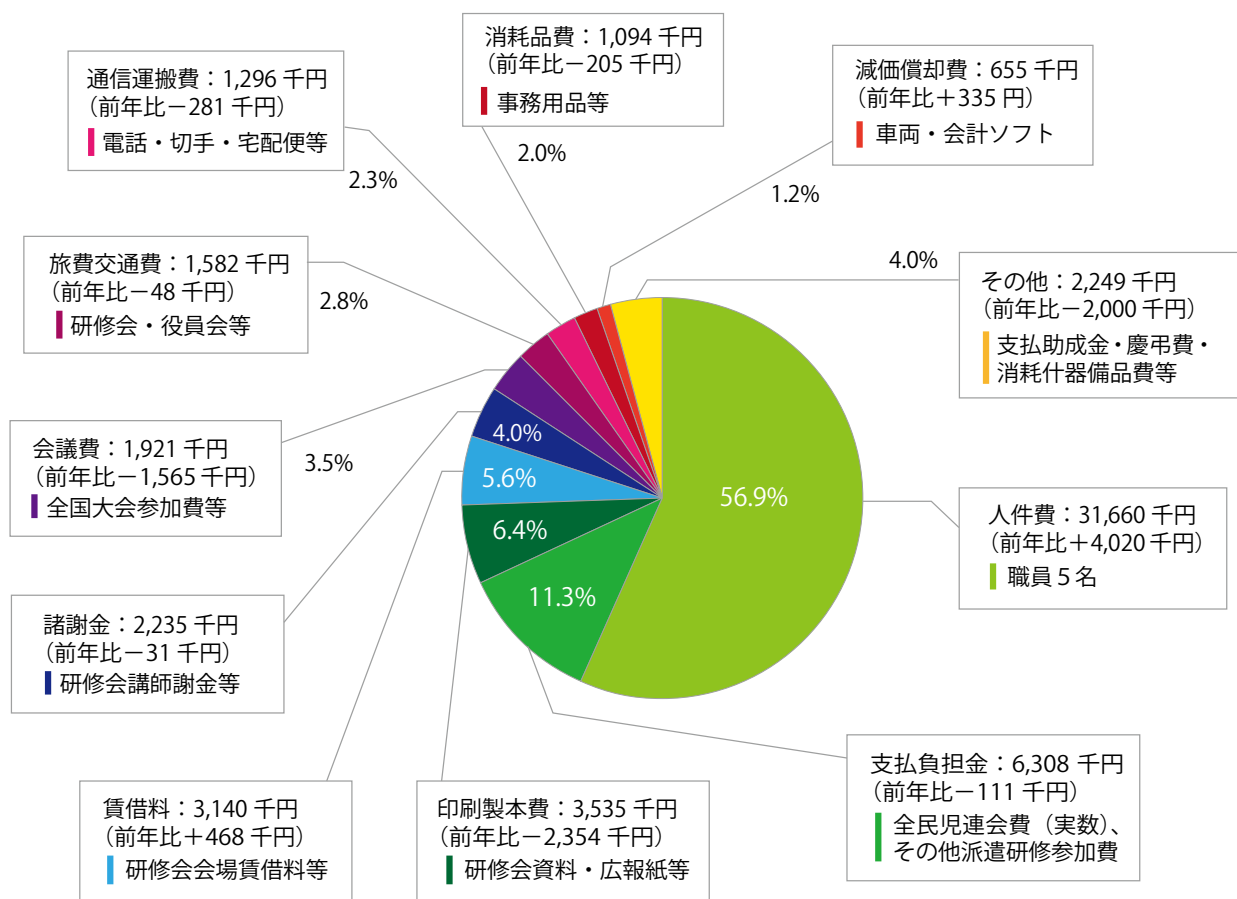
2 監査会（年1回）
令和元年度における業務執行状況及び会
計監査を実施します。

理事会及び評議員会の結果概要は、その
都度、各市町村民児協事務局へ郵送にてご
案内しています。
また、本会の評議員・理事・監事等の役
員構成は、各市町村民児協代表者のほか、
県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県
社協常務理事及び事務局長により構成され
ています。
一斉改選後の役員氏名については、本号
P 23に掲載しているほか、本会HPにて公
表しています。

2 支出の内訳 （概要）

経常費用計：55,675 千円
（前年比－1,772 千円）

平成 30 年度決算（平成 31 年 3 月時点）
での特定費用準備資金額は 5,000 千円。一
斉改選年の配付資料作成及び事務所移転の
ために積み立てています。



令和2年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に向けた 民生委員・児童委員PRグッズについて

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県で民生委員制度の源である「済世顧問制度設置規程」が公布されたことに由来しており、毎年この日を中心に全国的なPR活動を展開しています。

本年は、5月12日（火）～18日（月）の1週間を「活動強化週間」に、また5月17日（日）を一斉取り組み日としています。

継続的なPR活動による認知度の向上が、活動へのやりがいや負担感の軽減にもつながっていきます。令和2年度も、右記PRグッズなどを活用し、積極的に地域住民の方や関係機関へのPR活動に取り組んでいきましょう。

全民児連作成のPRグッズ

●「令和2年度 活動強化週間実施要領」

- ①PRカード（3つ折名刺型）
- ②PRチラシ（A4判・両面）
- ③PRポスター（B2・B3・A4判の3種）
- ④パンフレット（A4判・8頁）
- ⑤PRクリアファイル（A4判）

※上記の価格・送料等の詳細は、全民児連 HP に掲載されている「民生委員・児童委員 PR グッズ 注文用紙」をご参照ください。URL は下記の通り。

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>
（パスワードは「20131201」）

令和元年度 秋の勲章受章者

次の方々が、令和元年秋の叙勲の栄に浴されました。誠におめでとうございます。

瑞宝小綬章（議員警察功労）	茂原市	丸 君夫 様
瑞宝双光章（更生保護功労）	市川市	山崎 孝 様
瑞宝双光章（消防功労）	旭市	佐藤 清和 様
瑞宝双光章（警察功労）	四街道市	池口 貞吉 様
瑞宝双光章（消防功労）	大多喜町	中村 康之 様
瑞宝単光章（社会福祉功労）	四街道市	中尾 千恵子 様
瑞宝単光章（警察功労）	成田市	谷 俊夫 様

本号は、「先輩委員から学ぶ！活動のイロハ」と題し、特集を組みました。

一斉改選後初めての発行となるため、新任委員の皆さんの活動しやすい環境づくりを目的に、民生委員活動にとって大切な項目を取り上げました。

ぜひ、本号を参考に、あらためて地区民児協での決まりごとや、担当区域の活動でおさえておきたいことなどを、一つひとつ再確認してみてください。

次号は、「高齢者の居場所（仮題）」について特集を組む予定です。

また、皆さまから本誌への感想・ご意見等もお待ちしております。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

